

熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科  
博士前期課程 学位論文審査基準

【審査体制】

1. 修士論文の審査委員会は、博士前期課程の講義担当資格を有する教員 3 名で構成する。
2. 主査は、論文提出者の指導教員とする。
3. 副査は、研究科構成員 2 名とする。
4. 主査が欠けたときは、他の教員が主査となる。

【評価基準】

1. 修士論文は、次の各号に定める要件を具備したものでなければならない。
  - ① 分量が 40,000 字以上であること
  - ② 内容が修士としての知職を十分に修得したうえで、問題を的確に把握し、解明する能力を備えていることが判るものであること
  - ③ 記述が適切であり、問題意識が明確で首尾一貫した論理構成になっていること
  - ④ 研究テーマに相応しい適切な研究方法や論証方法に基づいて、分析や考察が進められたものであること
2. 修士論文は、次の各号に定める要件を具備していることが望ましい。
  - ① 学界への寄与、研究の新奇性および独創性があること
  - ② 外国語文献の読解や外国事情の詳細な調査が必要とされるような研究テーマにあっては、外国語能力が十分な水準に到達していること
3. 研究者志望の者と、高度専門職業人を目指す者との間で別の基準は設けないものとする。

【評価方法】

1. 審査委員会において、上記評価基準に基づき審査を行う。
2. 審査に当たっては、口頭試問を行う。
3. 研究科委員会において、審査委員会の報告を基に審議を行い、学位授与の可否を決定する。

【関係規則】

- 熊本県立大学大学院学則
- 熊本県立大学学位規程

熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科  
博士後期課程 学位論文審査基準

【審査体制】

1. 博士論文の審査委員会は、博士後期課程の研究指導資格を有する教員 3 名ないし 5 名で構成する。
2. 主査は、論文提出者の指導教員とする。
3. 副査は、研究科構成員 2 名ないし 4 名とする。
4. 主査が欠けたときは、他の教員が主査となる。

【評価基準】

1. 外部評価に耐えうるような水準の学位論文でなければならない。
2. 学位論文の分量は、120,000 字から 200,000 字程度とする。
3. 研究者志望の者と、高度専門職業人を目指す者との間で別の基準は設けない。
4. 原則として、1カ国語以上の外国語文献（原典）を参照していなければならない。
5. 学界への寄与、研究の新奇性および独創性があることが望ましい。ただし、資料を丹念に手堅く渉猟し検討している、事実を単に記述するだけでなく理論的かつ系統的に説明できるようになっており前期課程での研究と比べて著しい進歩を示しているなど、他に優れた点があるときは、学会への寄与、研究の新奇性および独創性は必ずしも必須としない。

【評価方法】

1. 審査委員会において、上記評価基準に基づき審査を行う。
2. 審査に当たっては、口頭試問を行う。口頭試問は原則として公開とする。
3. 研究科委員会において、審査委員会の報告を基に審議を行い、学位授与の可否を決定する。

（関係規則）

- 熊本県立大学大学院学則
- 熊本県立大学学位規程